

事務検査に関する決議

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

伊達市被ばくデータ提供に関する調査委員会の経過と報告に関する事項

2 検査方法

(1) 関係書類及び報告書の提出を求める。

(2) 検査は地方自治法第 109 条及び伊達市議会委員会条例第 5 条の規定により委員 7 人で構成する「議会被ばくデータ提供等に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 検査権限

本議会は 1 に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を「議会被ばくデータ提供等に関する調査特別委員会」に委任する。

4 検査期限

議会被ばくデータ提供等に関する調査特別委員会は 1 に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

(理由) 一部市民の同意がなく使用され、また、市の正式な手続きが行われず提供された疑いのある外部被ばく線量データ問題について、市当局により設置された「伊達市被ばくデータ提供に関する調査委員会」の調査の経緯及び結果について、市民のみならず議会としても重大な関心を寄せている。

同調査委員会の調査経過の確認と調査結果報告等を検証するため、本件に係る事務検査を要するものとし決議する。